

公認心理師の資格取得方法について

公認心理師資格（登録）

公認心理師試験

A

B

C

D

E

F

G

大学院において
省令で定める
科目を履修

省令で定める
期間
の実務経験

第1号及
び第2号
と同等以上
の知識
及び技能
を有する
と認定され
た者

施行前に大学院
において省令で
定める科目を履修
(又は履修中)

施行後に大学院
において省令で
定める科目を履修

省令で定める
期間
の実務経験

講習の受講

4年制大学にお
いて省令で定め
る科目を履修

4年制大学にお
いて省令で定め
る科目
を履修

施行前に、4年制大学にお
いて省令で定める科目を履修
(又は履修中)

実務経験5年

第7条第1号※

第7条第2号※

第7条第3号

経過措置
(附則第2条第1項
第1号及び第2号)

経過措置※
(附則第2条第1項第3号及び第4号)

経過措置※
(附則第2条第2項)

※該当条文に基づく受験資格取得者に「準ずるもの」を省令で定めることとされている。